

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和2年10月7日（水）15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

協議事項 第1号 小委員会委員の選出について

報告事項 第1号 農地移動適正化あっせんの申出について

第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3号 軽微な農地改良の届出について

第4号 農用地利用配分計画の認可について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 綱城 修

主幹・農地係長 石井 良市

主任主事 杉田 岳彦

主任主事 池畠 聰哉

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和2年第10回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 にお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭にお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードでお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページから3ページ、整理番号1から6について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 竹原 岩井作 2319番1、登記地目、現況地目共に田 212 m²で、売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は埼玉県川口市にお住まいの77歳と70歳の方の共有、譲受人は市内竹原にお住まいの76歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は自宅に近いこの農地を取得して野菜を栽培し農業経営の拡大をはかります。

整理番号2 所在地は 竹原 仲場ヶ台 109番外17筆、登記地目、現況地目共に田が 6,031 m²、畑が 4,753 m²、合計面積 10,784 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内竹原にお住まいの87歳の方、譲受人は市内竹原にお住まいの66歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢で耕作が困難なため、譲り渡します。譲受人は農業経営の拡大のため水稻、菜花、ソテツの栽培を行いま

す。

整理番号 3 所在地は 竹原 正光 3220 番、登記地目、現況地目共に田で 839 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は千葉市花見川区にお住まいの 65 歳の方、譲受人は市内竹原にお住まいの 66 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営の縮小のため、譲り渡します。

譲受人は農業経営の拡大のため水稻、菜花、ソテツの栽培を行います。

整理番号 4 所在地は 正木 道免 847 番、登記地目、現況地目共に田で 805 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は南房総市にお住まいの 49 歳の方、譲受人は市内正木にお住まいの 53 歳の方です。

事由としては、譲渡人は会社員で耕作が困難なため、譲り渡します。

譲受人は農業経営の拡大のため菜花の栽培を行います。

整理番号 5 所在地は 正木 大芝 854 番、登記地目、現況地目共に田で 829 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は四街道市にお住まいの 47 歳の方、譲受人は市内北条にお住まいの 65 歳の方です。

事由としては、譲渡人は病気で耕作が困難なため、譲り渡します。

譲受人は農業経営の拡大のため豆類、野菜の栽培を行います。

整理番号 6 所在地は 神余 平田原 1433 番 1、登記地目、現況地目共に畠で 708 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内神余にお住まいの 71 歳の方、譲受人は木更津市にお住まいの 69 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業経営を一部簡素化するため、譲り渡します。

譲受人は空き家付き農地の制度を利用して農作物を栽培したいとのことです。

この案件は 8 月の委員会で指定を受けた案件です。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

全ての案件において、まず、第 2 項第 1 号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第 2 項第 4 号関係では、申請書から従事日数は 150 日を超えており、該当しません。

第 2 項第 5 号関係では、整理番号 1 から 5 について下限面積の 10a

要件については、クリアしており、該当しません。整理番号 6 については下限面積 1a 要件について、クリアしており、該当しません。

また、第 2 項第 7 号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議長

説明が終わりました。
質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようすでにお諮りいたします。
事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 2、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の 4 ページ、整理番号 1 について審議します。
事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 本案件は次ページ、議案第 3 号の整理番号 1 に関する計画変更です。

所在地は 亀ヶ原 川間 1043 番 3 他 2 筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積は 475 m²です。

申請人は譲渡人が市内亀ヶ原にお住まいの方、譲受人は市内正木の法人です。

平成 20 年に当初計画者である譲渡人が 家族で住むための専用住宅建築の許可を取りましたが、その後の家庭環境の変化により実行できなかった事業を譲受人が承継し事務所併用住宅 86.12 m²を建築するものです。

議長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、当初の専用住宅を建設しようとした計画を承継し事務所併用住宅を建築するものです。

3 番委員、ご意見等ございますか。

3 番委員

現地を見てきましたが、問題無いと思います。

議長

担当の推進委員、ご意見等ございますか。

推進委員

現地を見てきましたが、問題無いと思います。

議長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求める。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の5ページから6ページ、整理番号1から9について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地、申請人、転用の事由及び施設は議案第2号で説明したとおりです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年11月16日から工事着手し、令和3年3月12日に完成になっていまので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は竹原 西ノ崎864番3、登記地目、現況地目共に畠で、面積は840m²です。

申請人は市内那古の方です。

転用の事由及び施設は、申請人は隣地で金属加工業を営んでおり、運搬用トラックが1日に最大6回程度稼働しているが、敷地が狭く安全性が低いので、申請地を取得して安全性を高めます。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として隣接地を拡大する場合で、転用する農地が隣地の面積の1/2以下の場合は許可できることとなっており、隣地の面積は2,097m²あり、申請地は1/2以下ですので、例外に該当します。農地の区分について説明します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年

11月16日工事着手し、令和3年3月12日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

この案件は、隣接する農地への進入路がないことから、先月の委員会で許可相当とならなかったものですが、隣接する農地へは申請地を通行することを申請者が同意したことにより、通行可能となりました。

整理番号3 所在地は 北条 北川井 2151 番1、登記地目、現況地目共に畠で、面積は 981 m²です。

申請人は市内北条の法人です。

転用の事由及び施設は、申請人は福祉サービスを事業としており、地域の高齢者福祉に貢献するため、サービス付き高齢者向け住宅を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、既に工事着手し、令和3年3月31日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

なお、許可前に施工してしまったことに対して、始末書が添付されています。

整理番号4 所在地は 宮城 青木下 554 番1、登記地目、現況地目共に田で、面積は 1,090 m²です。

申請人は東京都港区の法人です。

転用の事由及び施設は、申請人は建築業を営んでおり、効率の良い経営をするため、仮事務所に近いこの土地に事務所、資材置場、駐車場を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。農地の区分について説明します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年12月10日に工事着手し、令和3年2月10日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は 亀ヶ原 横峯 888 番2他1筆、登記地目、現況地目共に畠で、合計面積は 1,973 m²です。

申請人は市内那古の法人です。

転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献するため、太陽光発電所を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和2年11月1日に工事着手し、令和3年1月10日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号6 所在地は 稲 田中橋436番2、登記地目、現況地目共に畠で、面積は207m²です。

申請人は市内稻の方です。

転用の事由及び施設は、現在、親と同居していますが、妻と子供がおり手狭なので、独立して生活するための専用住宅を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後ただちに工事着手し、令和3年5月31日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は 北条 北川井2172番1、登記地目、現況地目共に田で、面積は1,227m²です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、借家等に暮らしている方々の持ち家保有ニーズに対応する宅地を提供します。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日より工事着手し、令和3年4月30日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号8及び9は同一の申請人なので、一括して説明します。
所在地は 北条 金堀975番1他1筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積は699m²です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、借家等に暮らしている方々の持ち家保有ニーズに対応する宅地を提供します。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供

する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日より工事着手し、令和3年4月30日に完成になっていますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、事務所併用住宅を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ござりますか。

3番委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ござりますか。

推進委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、貸資材置場、貸駐車場を建設するための申請になります。

4番委員、ご意見等ござりますか。

4番委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

該当地区の推進委員、意見等ござりますか。

推進委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

整理番号3については、サービス付き高齢者向け住宅建築のための申請になります。

6番委員、ご意見等ござりますか。

6番委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ござりますか。

推進委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長	整理番号 4 については、事務所、資材置場、駐車場のための申請になります。
議長	7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	整理番号 5 については、太陽光発電設備の設置のための申請になります。
	3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	整理番号 6 については、専用住宅建築のための申請になります。
	4 番委員、ご意見等ございますか。
4 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
推進委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	整理番号 7 については、宅地分譲及び道路拡張のための申請になります。
	6 番委員、ご意見等ございますか。
6 番委員	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
推進委員	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議長	整理番号 8 及び 9 については、宅地分譲及び道路拡張のための申請になります。
6 番委員	6 番委員、ご意見等ござりますか。
議長	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
推進委員	該当地区の推進委員、意見等ござりますか。
議長	現地確認しましたが、別に問題無いと思います。
議長	他の農業委員で、質問、意見等ござりますか。
	質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求める。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)
	許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。
	つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。
	資料の 7 ページから 10 ページ、整理番号 1 から 28 について、事務局より説明をお願いします。
主任主事	整理番号 1 所在地は、広瀬 荘分 1459 番 地目は田で、面積 1,093 m ² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30kg です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 5 年 10 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。
	整理番号 2 所在地は、広瀬 荘分 1462 番 1 地目は田で、面積 2,991 m ² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 10a 当たり米 1 俵分の金額です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 5 年 10 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。
	整理番号 3 所在地は、布沼 平砂浦 1210 番 59 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,142 m ² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 12 年 10 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 4 所在地は、坂井 田代砂 387 番 地目は畠で、面積 423 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 22 年 10 月 31 日までの 20 年間で、新規設定となります。

整理番号 5 所在地は、洲宮 大畠 406 番 地目は畠で、面積 988 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 32 年 10 月 31 日までの 30 年間で、新規設定となります。

整理番号 6 所在地は、洲宮 大畠 408 番 地目は畠で、面積 1,090 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は洲宮にお住まいの方、借受者は布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 32 年 10 月 31 日までの 30 年間で、新規設定となります。

整理番号 7 所在地は、布沼 平砂浦 1210 番 52 地目は畠で、面積 674 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 32 年 10 月 31 日までの 30 年間で、新規設定となります。

整理番号 8 所在地は、布沼 亀山前原 1043 番 地目は畠で、面積 730 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 12 年 10 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 9 所在地は、西長田 仲田 1224 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,293 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 24,000 円です。貸付者は岡田にお住まいの方、借受者は大戸の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 7 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 10 所在地は、布沼 亀山前 845 番 1 地目は畠で、面積 759 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は布沼にお住まいの方、借受者も布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 32 年 10 月 31 日までの 30 年間で、新規設定となります。

整理番号 11 所在地は、洲宮 大浜田 1699 番 外 6 筆 地目は田で、合計面積 3,488 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は玄米 210kg です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者は藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 7 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 12 所在地は、藤原 中瀬 609 番 外 2 筆 地目は田と畑で、合計面積 1,834 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 30,000 円です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 7 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 13 所在地は、洲宮 上浜田 357 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 623 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は米 90kg です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は布沼の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 12 年 10 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 14 所在地は、川名 御薙 808 番 地目は田で、面積 1,637 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ米 60kg です。貸付者は川名にお住まいの方、借受者も川名の方です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 7 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 15 所在地は、洲崎 薊谷 833 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 482 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 8,000 円です。貸付者は洲崎にお住まいの方、借受者は洲崎の法人です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 5 年 10 月 31 日までの 3 年間で、新規設定となります。

整理番号 16 所在地は、洲崎 薊谷 836 番 地目は田で、面積 373 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 7,000 円です。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は洲崎の法人です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 5 年 10 月 31 日までの 3 年間で、新規設定となります。

整理番号 17 所在地は、洲崎 薊谷 846 番 1 外 1 筆 地目は田と畑で、合計面積 376 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 7,000 円です。貸付者は洲崎にお住まいの方、借受者は洲崎の法人です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 5 年 10 月 31 日までの 3 年間で、新規設定となります。

整理番号 18 所在地は、水岡 筒根 1359 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,476 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 12,380 円です。貸付者は水岡にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年 5 か月間で、新規設定となります。

整理番号 19 所在地は、水岡 筒根 1360 番 地目は田で、面積 815 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 4,075 円です。貸付者は松戸市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年 5 か月間で、新規設定となります。

整理番号 20 所在地は、水岡 筒根 1362 番 地目は田で、面積 2,583 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 12,915 円です。貸付者は八千代市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年 5 か月間で、新規設定となります。

整理番号 21 所在地は、水岡 筒根 1358 番 地目は田で、面積 1,909 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 9,545 円です。貸付者は薗にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年 5 か月間で、新規設定となります。

整理番号 22 所在地は、正木 白沼 1059 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 3,006 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 7 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 23 所在地は、那古 塩田 1765 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,361 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 20,166 円です。貸付者は埼玉県にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 2 年 11 月 1 日から、終期は令和 12 年 10 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 24 所在地は、那古 塩田 1333 番 地目は畠で、面積 505 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は埼玉県にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設

定の始期は令和2年11月1日から、終期は令和12年10月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号25 所在地は、正木 新作 914番 外1筆 地目は田で、合計面積 5,515 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は33,090円です。貸付者は東京都にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和2年11月1日から、終期は令和12年10月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号26 所在地は、正木 道免 840番 地目は田で、面積1,346 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は8,076円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和2年11月1日から、終期は令和12年10月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号27 所在地は、那古 塩田 1343番1 外1筆 地目は田と畠で、合計面積 1,265 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和2年11月1日から、終期は令和12年10月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号28 所在地は、稻 四之坪 1260番 地目は田で、面積3,150 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は10,000円です。貸付者は船橋市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和2年11月1日から、終期は令和12年10月31日までの10年間で、新規設定となります。

以上28案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。
事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、協議事項第1号、「小委員会委員の選出について」を協議いたします。

資料の11ページについて、事務局より説明をお願いします。

主幹

小委員会委員の選出ですが、小委員会は会長が命じた案件について、総会で審議する前に調査審議をする組織であります。

構成員は、慣例により、農業委員の中から地域性を考慮した配置をしており、会長が小委員会の会長、会長職務代理者が副会長となっております。

小委員会にかけられる主な議題は、「農業振興地域内の農用地区域からの除外について」であります。

農用地区域とは、昔から農業が盛んな地域の農地、ほ場整備を実施した農地でいわゆる「生産性の高い優良農地」を市が指定しています。

この農用地区域の農地を農地以外に転用するには、農用地区域からの除外の申請をし、除外の許可がおりましたら、転用の申請をし、転用の許可をとるという除外・転用の2段階が必要になります。

この除外案件についての小委員会は、毎年7月と1月の総会前に開催されます。

小委員会の委員の選出ですが、市内に農協が4支店ありますので、それにあわせて4人選出したいと考えております。

事務局案が別紙の資料となります。

会長が小委員会会長として館野・九重地区、会長職務代理者が小委員会副会長として那古・船形・北条・館山地区にはいっていただきます。

西岬・神戸・富崎地区に8番委員、豊房地区に9番委員にはいっていただきたいと考えております。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、小委員会委員を選出することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

ご異議なしと認め、決定といたします。

つづきまして、協議報告事項第1号、「農地適正化あっせんの申出について」を議題とします。

資料の12ページ、整理番号1と2について事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 沼 横田 1352 番 4、地目は畠で、面積は 721 m²です。

申出者は岐阜県中津川市にお住まいの方です。

申出理由は、遠隔地へ転居し、今後も当該物件での耕作の予定が無いため売却したいとのことです。

整理番号 2 所在地は 神余 陽地 1652 番、地目は畠で、面積は 26 m²です。

申出者は市内高井にお住まいの方です。

申出理由は、転勤が多く耕作が困難なため売却したいとのことです。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を 2 名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員にお願いすることになっております。

整理番号 1 については、館山地区ですが、推進委員が 1 名ですので石井章推進委員と 7 番委員にお願します。

整理番号 2 については、豊房地区ですので、推進委員が平嶋推進委員と石井義雄推進委員にお願します。

なにか、不明な点はありますか。

無いようですので、第 1 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 2 号、「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の 13 ページから 14 ページ、整理番号 1 から 8 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は、那古 辻ノ前 1727 番 外 1 筆、地目は田で、合計面積 5,008 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなったためとのことです。

整理番号 2 所在地は、正木 西郷 303 番、地目は田で、面積 2,797 m²につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなったためとのことです。

整理番号 3 所在地は、正木 西郷 323 番、地目は田で、面積 2,855

m^2 につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなつたためとのことです。

整理番号4 所在地は、正木 西郷 163 番3 外2筆、地目は田で、合計面積4,211 m^2 につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなつたためとのことです。

整理番号5 所在地は、那古 塩田 1772 番 外1筆、地目は田で、合計面積4,343 m^2 につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなつたためとのことです。

整理番号6 所在地は、亀ヶ原 長生田 110 番、地目は田で、面積930 m^2 につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなつたためとのことです。

整理番号7 所在地は、正木 新作 968 番1 外2筆、地目は田で、合計面積5,432 m^2 につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなつたためとのことです。

整理番号8 所在地は、正木 鰹免 1460 番 外1筆、地目は田で、合計面積4,063 m^2 につきまして、合意解約が成立したことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できなくなつたためとのことです。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号、「軽微な農地改良の届出について」を報告します。

資料の15ページ、整理番号1と2について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

番号1 所在地は 大戸 南台 154 番2他1筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積1,061 m^2 を高さ70cm盛土します。届出書は市内大戸にお住まいの方です。改良後はハウスによる苺苗を作付けます。

番号2 所在地は 上真倉 新堀 2286 番1、登記地目、現況地目共

に田で、面積 271 m²を高さ 50 cm 盛土します。届出書は市内館山にお住まいの方です。改良後はサツマイモを栽培します。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。
無いようですので、第 3 号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第 4 号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 16 ページ、整理番号 1 から 4 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、受け手と貸借権の設定を行ったものです。

整理番号 1 所在地は 国分 三枚田 493 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,888 m²を、千葉県園芸協会が市原市の方から借り受け、賃貸借権の設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 240kg です。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 8 月 26 日から令和 7 年 6 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 2 所在地は 稲 壱町田 292 番 1 外 3 筆 地目は田で、合計面積 8,441 m²を、千葉県園芸協会が稻の方から借り受け、賃貸借権の設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 240kg です。借受者は大神宮の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 8 月 26 日から令和 7 年 6 月 30 日までの約 4 年 10 カ月です。

整理番号 3 所在地は 正木 反町 1509 番 外 1 筆 地目は畠で、合計面積 1,975 m²を、千葉県園芸協会が那古の方から借り受け、賃貸借権の設定され、賃料は 10,000 円です。借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 8 月 26 日から令和 12 年 6 月 30 日までの約 9 年 10 カ月です。

整理番号 4 所在地は 正木 反町 1511 番 地目は畠で、面積 479 m²を、千葉県園芸協会が那古の方から借り受け、賃貸借権の設定され、賃料は 6,000 円です。借受者は正木の方です。期間は、許可公告日の令和 2 年 8 月 26 日から令和 12 年 6 月 30 日までの約 9 年 10 カ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。
無いようですので、第 4 号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。
つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願ひします。

主 幹 11月の総会日程について、次回は11月6日（金）を予定しています。場所は、本館2階会議室で行います。

議 長 以上で、第10回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 田安 保

館山市農業委員会委員 寺田 拓雄

館山市農業委員会委員 三上 美男

